

# 新潟市 協働の指針（案）

平成27年3月  
新潟市市民協働課

# 目次

はじめに	P 1
指針における用語定義	P 2

## 第1章 協働とは

- 1 協働ってどんなこと？（協働の事例） P 4  
☆コラム①  
「共通の目標を掲げ責任を持って取り組もう」 P 8
- 2 なぜ協働が必要なの？（意義） P 8
- 3 今の新潟市では？（協働の仕組みとパートナー） P 9  
☆コラム②  
「協働は目的ではなく手段である」 P 9  
☆コラム③  
「お互いの特性を理解しよう」 P 10

## 第2章 目指すべき理想像

- 1 協働の考え方（協働の基本的概念） P 11  
☆コラム④  
「勇気を出して積極的にアプローチしてみよう」 P 12
- 2 自治のあり方（補完性の原理） P 13
- 3 理想像（協働の方向性） P 13  
☆コラム⑤  
「お互いの連絡窓口を一本化することが必要」 P 15  
☆コラム⑥  
「事業が始まったら、広く世間に個々に情報発信しよう」 P 15

## 第3章 主な協働形態

- 1 企画・調査計画策定 P 16
- 2 補助金交付等 P 16
- 3 共催 P 17
- 4 実行委員会・協議会 P 18
- 5 事業協力 P 18
- 6 委託 P 19  
☆コラム⑦  
「困ったときは、市民活動支援センターに行ってみよう」 P 19

## 第4章 協働によって期待される効果

1	区自治協議会	P 20
2	地域コミュニティ協議会	P 20
3	自治会・町内会	P 20
4	NPO・市民活動団体	P 20
5	民間企業	P 20
6	市民	P 21
7	市	P 21
	☆コラム⑧	
	「協働の概念」	P 21

## はじめに

---

新潟市では「市民協働の手引き 2006」を策定し、NPO との協働事業の実施における基本的な考え方や具体的な手法・手順などを示し、協働の取り組みを進めてきました。

平成 19 年 4 月には、本州日本海側初の政令指定都市として歩み始め、行政区を単位とした特色あるまちづくりを進めながら、区自治協議会の設置や地域コミュニティ協議会などを通じ、市民力・地域力を引き出す「分権型政令市」へと大きく前進してきました。

また、平成 20 年 2 月には、分権型政令市づくりを確かなものとするため、自治の基本理念及び基本原則を示した「新潟市自治基本条例」を策定しました。

この「自治基本条例」にも定義され、いまや日常的にあらゆる場面で使われるようになった“協働”。わたしたちのまちづくりに欠かせない考え方ですが、「そもそも協働ってどういう意味?」「なぜ協働が必要なの?」「協働をどう始めたらいいのかわからない」・・・といった声が聞かれるのもまた事実です。

市民の皆さんに、協働について改めて分かりやすくお伝えすることができるよう、これまでの「協働の手引き」を見直し、「協働の指針」へと改訂することとしました。

この指針は、まちづくりの担い手として活動する多様な主体の皆さんが、本市の協働の考え方や仕組み、手法などの理解を深め、共通の認識を持つことで地域活動が円滑に、実りあるものになることを願って策定するものです。

できるだけ活動事例や図などを使用し、感覚的に協働をイメージできるよう配慮しました。なお、この指針は状況の変化などに応じて見直していきます。

新潟市は、「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」をめざします。

# 指針における用語定義

## 1 協働

新潟市自治基本条例において、市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、目的を共有し、並びに連携し、及び協力することとしており、「市民と市の対等な関係」とは、市民の自発的な活動を前提とし、お互いの自主性・自立性を尊重し、損なうことのないよう配慮することを意味します。

## 2 市民公益活動（団体）

市民公益活動は、「営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、市民が主体的に取り組む活動」を指します。

市民公益活動団体は、「市民公益活動を継続的に行う民間非営利団体」のことであり、宗教活動や政治活動を主な目的とする団体、暴力団またはその構成員を含む団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まれません。

## 3 地域コミュニティ協議会

地域コミュニティ協議会は、市民と市とが協働して地域のまちづくりや、その他の諸課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、小学校区または中学校区を基本とし、自治会、町内会を中心にさまざまな団体等で構成された組織をいいます。

自治会・町内会を中心に、PTA、青少年育成協議会、老人クラブ、婦人会、NPO、民生・児童委員など、地域のさまざまな団体等で構成されています。

## 4 区自治協議会

区自治協議会は、新潟市が目指す分権型政令市を実現し、市民と行政との協働によって、住民自治の推進を図るために、各行政区に設置する市長の附属機関です。

区自治協議会は、区民に身近なまちづくりや地域課題の解決のため、区民や区内の諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整及び取りまとめを行い、区役所と連携し、区民等と市との協働の要としての役割を担っています。

## 5 NPO

NPO（Non-profit Organization の略）は、直訳すれば民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる市民公益活動団体組織を指します。

一般的に使われているNPOの範囲は、狭義から広義まで4つに大別され、国内でも海外でも使われ方は統一されていません。

この指針におけるNPOは、図－1（3ページ）の②「特定非営利活動法人（NPO法人）」と③「市民公益活動団体・ボランティア団体・（地域コミュニティ協議会）」を指します。

## 6 NPO法人

NPO法人とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を

取得したNPOをいいます。

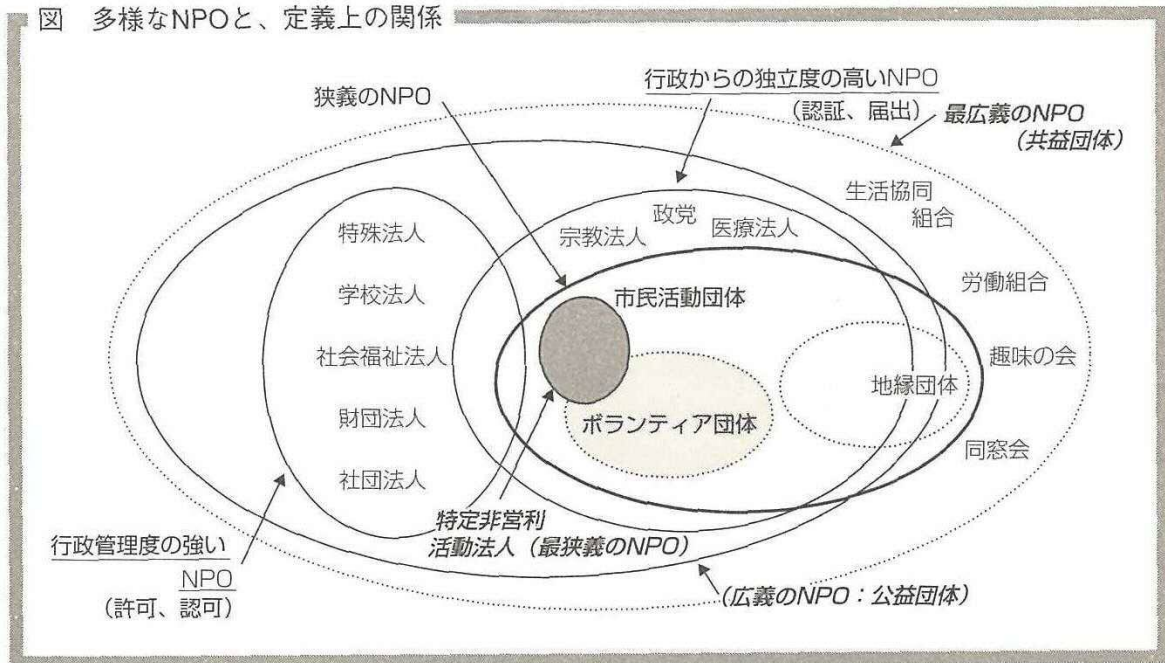
## 7 ボランティアとNPO

ボランティアは市民公益活動を行う個人のことであり、NPOは継続的に市民公益活動を行う団体のことを指します。NPOの場合、その運営や活動に、必ずしもボランティアが参加している必要はありません。また、これまで、ボランティア団体を含むNPOは、任意団体がほとんどでしたが、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行によって、新たにNPO法人が市民公益活動の担い手として登場しました。

## 8 ボランティア団体

個人のボランティアが集まってボランティアグループとなり、そのグループが組織化されることによって、ボランティア団体と扱われることが多いようです。「代表者がいる」、「規則がある」、「事務局がある」など組織として継続性を有しているかどうかで、ボランティアグループとボランティア団体を分ける場合があります。ボランティア団体はNPOに含まれますが、その運営や活動をボランティアのみが担っている団体を指すのが一般的です。

図 多様なNPOと、定義上の関係



# 第1章 協働とは

## 1 協働ってどんなこと？（協働の事例）

### ①地域の福祉推進活動

社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、地域包括支援センターと連携しながら、高齢者の居場所「地域の茶の間」を拡大し、「認知症サポーター養成教室」や「介護教室」等の学習会や健康教室等の講座も開くことで、広く「自分の健康をどう保持するか」という意識の醸成のきっかけづくりを行っています。



### ②放課後児童クラブの管理運営

これまで放課後児童クラブの管理運営は社会福祉協議会が行ってきましたが、核家族化や保護者の就労の増加等により、今後も利用児童数の増加が見込まれ、1団体による管理運営が難しくなってきました。

子ども達を地域で見守るという観点から、地域に密着した活動をしているコミ協が、**保護者**、**学校**と連携をしながら管理運営することで、子どもたちの健全育成や地域の人たちの生きがいとなっています。



### ③避難所設営訓練

防災意識に各自治会での考えにばらつきがある中、事業を通して地域の一体化や自治会同士の連帯感が醸成され、協力体制が図られています。

特に自治会は事業を通じ、災害が発生した時の避難場所を決めたり、安否確認方法を議論したり、自発的な地域活動の気運が高まり、絆が一層構築され、災害発生直後の混乱期による地域住民の安否確認と避難所の速やかな開設と、円滑な運営のイメージを体験することができました。

打合せ会議をすることによって、防災意識の高揚を図ることができ、**区役所**、

**社会福祉協議会，消防団，特別養護老人ホーム**と連携を図っています。

中学生ボランティアの役割について考え，助けてもらう側から助ける側へと，災害時に力となることが検証できました。



写真

#### ④合同美化活動

地域住民と**中学生**が通学路に不法投棄されたゴミの回収や駅広場の草取り，プランターの花植え等の奉仕活動を通じて，環境美化に対する意識向上と世代間の交流や地域への愛着を育みました。花植え等の指導を通して，**学校**と地域の絆が深まりました。



写真

#### ⑤災害時安否確認シールの作成配布

防災意識を持つきっかけや，災害時に安否確認をスムーズに行うため，玄関に張るシールを**地元企業**と連携し作成，配布した。



写真



## ⑥地域の茶の間活動

高齢者同士や高齢者と若者の交流促進を図る目的で、中央区下町の**商店街**と協働で、空き店舗を活用した地域の茶の間を開設しました。月数回、映画の上映会や地元の幼稚園児らとの交流会なども実施しています。



## ⑦地域活性化事業

新潟駅南地区において、**住民、企業、行政**との協働により地域を活性化させる事業を行うとともに、魅力ある地域づくりを目指し活動しています。けやき通りのゴミ拾いや駅南広場でのキャンドルナイトなど、**企業、自治会、飲食店**とともに協働で実施しています。



## ⑧区自治協議会

**地域コミュニティ協議会、公共的団体等、学識経験者、公募**などで構成され、概ね毎月1回開催されます。主に、市からの諮問について意見を述べるほか、区民等との連携の強化に関する事など、区自治協議会が自ら必要と認めるものについて意見を述べます。本会議のほか、福祉や教育といった分野に関する部会を設置し、地域づくりについて主体的に取り組んでいます。

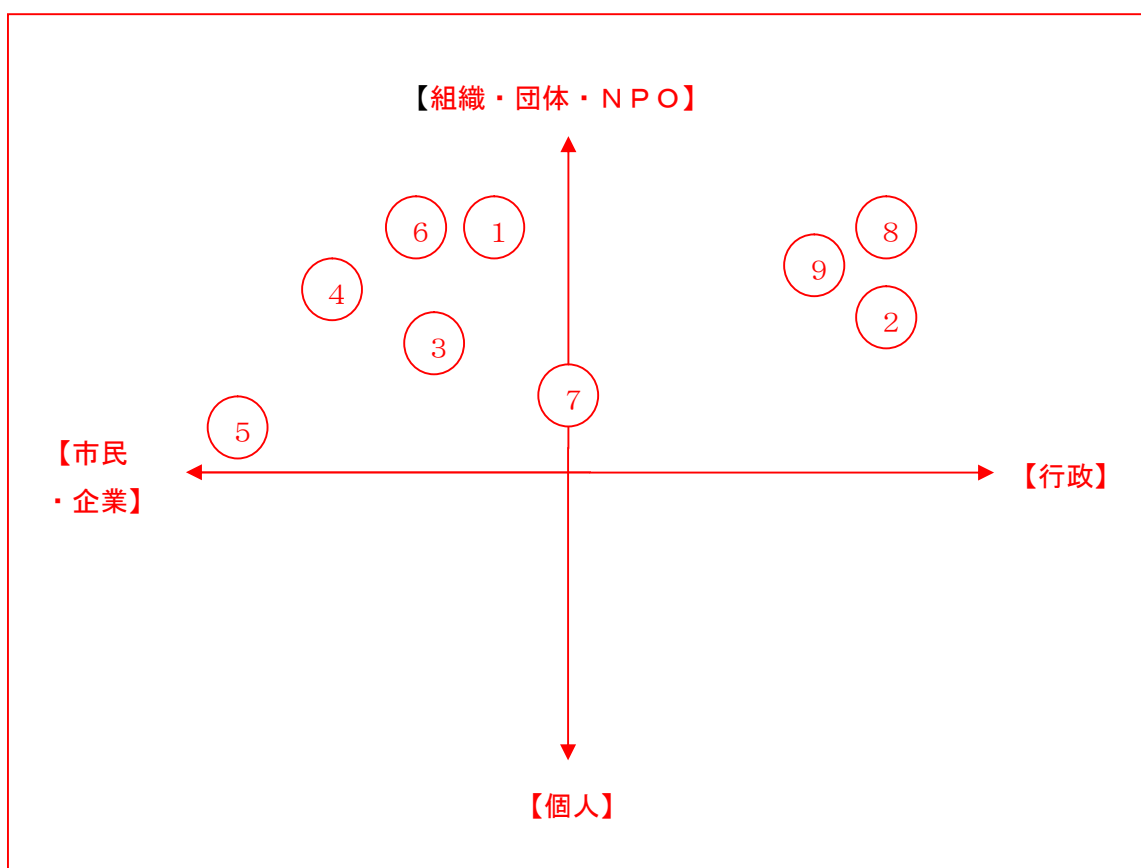


### ⑨北區海岸林保全事業（区自治協議会提案事業）

松くい虫被害などによる海岸林の荒廃に対処すべく、**区自治協議会委員**、**学識経験者**、**各種関係団体**などとの協働により、新潟市北區海岸林保全計画を策定しました。また、関係団体や地域との協働により、クロマツの植樹を行いました。



協働のイメージ図（円の中の数字は前述の「協働の事例」に同じ）



## コラム1. 共通の目標を掲げ責任感をもって取り組もう

協働とは、団体の目的、長所・短所など性格の異なる主体が、対等な関係で、共通の目標に向けて協力する、または共通する課題の解決にあたることです。このため、共通の目標を常に明確に持つことが大切です。これがあいまいになると、「行政にとっては安上がりに事業を実施できる」「**行政以外の多様な主体**にとっては市から財政支援が得られる」など、両者の利害や思惑に左右される関係になってしまいます。協働は自立したもの同士の間になり立つ関係です。

対等な関係を保つためには、それぞれの立場で問題解決を図り、それぞれが「**相手任せにせず一緒に汗を流そう**」というスタンスを忘れないことが大事です。決して“もたれあい”にならないように注意し、それぞれの協働の中で、市と**行政以外の多様な主体**とが責任や権限をどのように分担するのかを常に明確にしておく必要があります。また、最終責任を負うものが、最終決定権を有するのが原則です。

## 2 なぜ協働が必要な？（意義）

人々の生活構造や価値観の多様化、少子高齢社会の進展など社会が大きく変化、複雑化する中で、公共的課題は多様化し、法律や予算に基づいて公平・均一的なサービスの提供を中心とする行政だけでは、個別のニーズに十分な対応が困難な状況になってきています。

一方では、市民の社会参加意欲の高まりとともに、公益・非営利の分野で、自主的・自発的な市民公益活動が活発になっています。

こうした社会の変化の中、市民に直接的な関わりがある行政サービスにおいては、NPO法人やボランティア団体、コミュニティ協議会などの**多様な主体**と協働し、その専門性や柔軟性、機敏性などの特性を活かすことで、より市民のニーズに沿ったサービスの提供が可能になります。

また、協働による取り組みを通じて、NPO法人・ボランティア団体、コミュニティ協議会、**市**などの**多様な主体**のそれぞれの考え方や仕事の進め方の違いなどがわかり、互いの組織や活動の活性化が図られます。

### 3 今の新潟市では？（協働の仕組みとパートナー）

平成19年までに、地域における課題を地域が主体で解決するため、市内全域に地域のさまざまな団体等で構成する地域コミュニティ協議会が結成されるとともに、区役所と地域の「協働の要」として、全ての区に区自治協議会を設置しました。

平成20年には、地域のことを自らが考え、自ら行動する「分権型政令市」づくりをさらに力強く確かなものとするため、市民自治の基本となる条例「新潟市自治基本条例」を制定し、これまで地域力と市民力を引き出す取組みを進めるなど、市民が市政に主体的に参画するための環境整備を進めてきました。

人口減少の進行とともに、単身世帯の増加や高齢化の進行など地域の環境が大きく変化していくことで、安心安全や福祉など地域が抱える課題がさらに多様化、複雑化するにつれ、地域が主体となってまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりの協働に対する認識、まちづくりへの参画意識のさらなる醸成を促進するとともに、地域づくりを担う多様な主体が協働して取り組むことが必要となっています。

分権型政令市（多様な主体が協働する）イメージ図

#### ☆コラム2. 協働は目的ではなく手段である

協働すること自体は目的ではなく、市とNPOのやりたいことが合致した場合に、その共通の目的を実現するための手段にすぎません。協働した結果、共通の目的が見出せない、実施方法等に合意できない場合には無理に行う必要はありません。

きめ細かい対応や専門性の高い対応が必要である、当事者の参加が必要であるなど協働が適する事業なのかを見極める必要があります。もちろん、協働相手の特性を活かしてより高い効果が期待できる場合には、積極的に協働することが必要です。

### ☆コラム3. お互いの特性を理解しよう

性格の異なるもの同士が、それぞれの長所を活かして協力するには、お互いが相手をよく理解するように努めなければなりません。

NPO法人やNPOは、自らが着目した課題を解決するための目的に基づいて活動している団体です。協働事業を行っていくためには、NPO法人やNPOと市が事業目的を各々の課題として共有することが第一です。そのため、事業の計画段階からNPO法人やNPOと市の双方が対等な関係で提案・協議を行い、合意を形成することが重要であり、そうすることで事業をより創造的なものにすることができます。また、NPO法人やNPOは、先駆性、迅速性、柔軟性をそなえもっていることから、こうした特性も十分尊重することが大切です。

市は、市が行う事業について、税金を主財源としていることから、公平性・平等性を保つことが強く求められるとともに、年度単位（4月～翌年3月）で事業を行うことが多く、次年度以降の事業計画について、市議会での議決まで最終的な決定を行うことが出来ない場合もあります。市はこうした特徴や、現在協議している事業が市の内部ではどのような段階にあるのか等を事前に十分説明することが重要です。市とNPO法人やNPOは、こうした互いの特徴を理解しておく必要があります。

## 第2章 目指すべき理想像

### 1 協働の考え方（協働の基本的概念）

協働とは、市民活動団体と行政が互いの立場や特性を尊重しながら、目的を共有し、連携・協力することによって、共通する課題解決に取り組むことをいいます。

#### (1) 市から見た協働

協働による地域づくりを推進するため、全庁的に専門的知識や技術の習得に努め、必要な施策を総合的かつ計画的に実施します。

#### (2) 市民（活動団体）から見た協働

自らが地域づくりの主体であることを認識し、自立した活動を自主的に継続することで地域社会の発展に寄与するものとします。

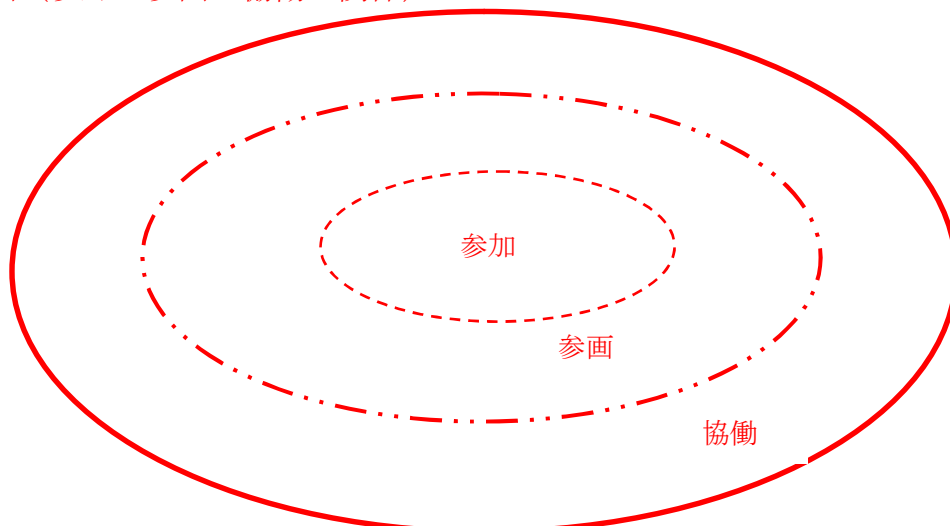
イメージ図（協働の基本的概念）

#### 【協働の要件】

市民が社会の運営に参加し、課題の解決や理想の実現に取り組むことは、住民自治の本来のあり方だと言えます。その場合、個人か組織か、また参加の程度が単発的か限定的か、継続的かなど様々です。

しかし、協働はさらに進んで、課題の解決や理想の実現のために、事業や活動に対して継続的に取り組むことが求められます。このため、「個人として単発的に」ではなく「組織として継続的に」行われることが要件となります。

イメージ図（参加・参画・協働の関係）



参加	自覚や関心をもった地域・社会活動への初期的参加。各種ボランティア活動への参加。
参画	地域・社会の公共的活動への主体的な参加。政策・計画への提言・提案。市民委員会等への参加。
協働	まちづくり協議会など市民主体の組織的な公共的活動。市民による組織的計画づくり。計画に基づく実行行動。行政からの委託に基づく市民の公共施設等の管理運営活動。

### 【協働の原則】

#### ① 相互自立

市民、行政がお互いに「依存」するのではなく、「自立」することが必要です。

#### ② お互いを尊重し理解する関係

市民と行政がお互いを尊重し、協働の必要性や、協働による行政サービスの変化などを理解し、協力しあう関係をつくる必要があります。

#### ③ 役割分担

市民と行政の役割を固定化して考えるのではなく、市民が役割を担うべきこと、行政が役割を負うべきことを再確認するとともに、お互いに責任を持って、共通の課題を持ち、合意による役割分担ができる関係をつくる必要があります。

#### ④ 情報の公開と共有

市民と行政がお互いに信頼しあえる関係をつくることは、協働するために不可欠です。それには、常にお互いの必要な情報を持ち寄り、公開していくとともに、双方で共有していく必要があります。

イメージ図（協働の原則）

### ☆コラム4. 勇気を出して積極的にアプローチしてみよう

NPOから協働事業を行政に持ちかけるとき、背景や目的がまったく異なる組織に初めて話をして、スムーズなコミュニケーションが図れるかどうか不安に思うこともよくあります。なかには得意な人もいるかもしれませんが、知らない人に声をかけるのは、たいへん勇気のいることで、難しく思えるでしょう。しかし、事業を成功させたいという熱い思いを胸に、勇気を出して積極的にアプローチしてみましよう。自分に出来ない能力を持っている相手と組むことが出来れば、より高い成果が期待できます。

どうしても、という場合には、お互いの特性をよく知った、中立的立場の仲介役（行政のNPO担当や、コーディネートを得意としたNPOなど）に入ってもらい、サポートも選択肢の一つです。

## 2 自治のあり方（補完性の原理）

行政は公平・公正を原則としたサービス提供を原則としますが、画一的で機動性を発揮しにくい場合もあります。一方、市民活動はニーズにより沿った視点から地域課題を発見し、機動的に活動できますが、資金や規模の制約があります。このため、それぞれの長所や短所を認め合い、足りない部分を補う形で共通目標に向かっていく必要があります。

①自己決定・自己責任の意識が市民間で高まり、課題はより身近なところで解決されるべきという考えが生まれています。行政の対応（公助）だけでなく、市民自ら（自助）や市民団体間の連携（互助）の対応により、地域の実情を踏まえた政策提言が進んでいます。誰がやればうまく課題を解決できるかという考えに立てば、様々な可能性も広がります。

②多様な市民活動との協働のため、市民活動の活性化へ向けた環境づくりとともに、市民からの協働を積極的に受け入れます。また、協働にあたっては双方とも公平公正かつ透明性の確保に努めます。

③協働にあたっては、市民活動の持つ特性が発揮されるよう、また自主性が損なわれないよう十分配慮します。行政からの過度な干渉は避け、必要な支援を実施します。



イメージ図（補完性の原理）

## 3 理想像（協働の方向性）

### ①市民参加・協働への主体の拡大

自己決定・自己責任を基本とし、市民と行政全体で担う地域社会の発展を目指すため、行政は市民に公共サービスの担い手であることの自覚を促し、施策や事業の展開を進めるとともに市民活動支援に努めます。市民が協働に一層の関心を持ち、参加できるようにするための情報提供や環境づくりに努めるものとしします。

### ②行政過程等に応じた市民参加・協働

協働の形態は施策の内容や行政過程によって異なります。協働を推進するにあたっては、その過程に応じて最も適した手法を採用することが重要となります。そこで、あらゆる状況に対応できる手法の整備や活動の推進を図っていきます。



### ③市民と行政の情報共有の推進

お互いの信頼を構築するには、行政の透明性を図ることが重要です。そのため、地域への情報提供や、市民からの意見聴取など、交流の機会を拡大することにより情報共有を推進します。また、情報の活用方法についても検討していきます。

### ④市民と行政の役割の継続的な見直し

様々な課題を解決するため、市民自らが対応すべきもの、市民と行政が協働すべきもの、市が専門的に担うべきもの、それぞれを明確化し適切に役割を分担する必要があります。よって事業全般のあり方を定期的に見直すとともに、協働で解決を目指すべきものは積極的に協働していきます。

### ⑤人材育成と多様な機能の充実

協働の場面において、市民相互間や、市民と行政の円滑な合意のための意見集約や利害調整、また様々な施策実施に必要な知識や技術を持った人材の育成に取り組みます。また、こういった人材をもとに市民と行政を繋ぐ機能を充実させていきます。

### ⑥市民や行政の意識改革の機会の確保

行政の意識改革があってこそ、情報共有や地域への対応が功を成すものとなり、一方では市民の協働に対する意識が高まることで、地域間の合意や活動の活発化に繋がります。行政や市民が協働に対する意義について理解を深めるための、意見交換や学習の機会を継続的に設けます。



イメージ図（協働の方向性）

#### ☆コラム5. お互いの連絡窓口を一本化することが必要

協働事業を行う上でより高い事業成果を得るために、お互いの信頼関係や役割分担、事業に対する考え方などについて、話し合いの場を持つとともに、常に相手と密接に連絡を取り合うことが重要です。このとき、必ずお互いの連絡窓口を一本化することが必要です。毎回、異なる担当者どうしの話し合いでは、伝達引継ぎ等が不十分なことなどにより、話が噛み合わないどころか意思疎通も図れません。

また、行政担当者には人事異動がつきものです。年度が変わり、担当者が異動した場合、これまで蓄積されてきた信頼関係やお互いの役割分担、事業に対する考え方などが継承されるよう、行政担当者は十分な引継ぎを行うと共に、NPOの方からは、次の新しい担当者に、事業に対する経緯や考え方などの意見交換の場を設けて情報を共有し、コミュニケーションを促すようにしてみましょう。

#### ☆コラム6. 事業が始まったら、広く世間に個々に情報発信しよう。

協働事業を開始したら、事業を行うことばかりに専念するのではなく、常にその情報を市民に公開し、発信していくことが大切です。

特に、自己資金以外の財源を使って行われる場合には、できるだけ情報公開に努め、常日頃、市民の理解を得る努力を忘れないようにしましょう。随時事業の状況を市民に知らせることで、その事業への関心を高めることが期待できるほか、一層、市民の受益者としての当事者意識が芽生えるきっかけにもつながり、より大きな成果に結びつけることができるでしょう。

## 第3章 主な協働形態

多様な主体と市が行う協働形態は、次に掲げる6種類を主な事例と考えています。

協働を行う場合、各形態に共通していることは、多様な主体と市がそれぞれお互いの立場を尊重し、対等な関係による議論を行うとともに、多様な主体から出された建設的な意見を可能な範囲で事業に反映できるよう工夫し、信頼関係を構築することが重要です。

また、多様な主体にも事業の主催者としての社会的責任が求められることをあらかじめ確認しておく必要があります。

どの協働形態で実施するのが適切かを判断するためには、その事業の趣旨を多様な主体と市の双方でよく確認しながら、より効果的かつ合理的であるかを総合的に判断し、効果が最も期待できる手法を選択することが必要です。

### 1 企画・調査計画策定過程における協働

計画の立案等においては、法律等専門的な知識を持つ市の実効性に加え、多様な主体の参画により行政にはない柔軟で新たな発想を取り入れ、市民のニーズにふさわしい計画等の策定が期待できます。

イラストなど

#### 【留意点】

- ・事業の検討段階から協働し、事業目的の明確化と情報の共有化を図るようする必要があります。
- ・事業についての市民ニーズに、より精通した多様な主体の積極的な企画参加が必要です。
- ・事業内容について、企画・計画段階で多様な主体と市は十分な協議を行っておく必要があります。
- ・企画・計画段階における多様な主体との関与度を高め、市とお互いに当事者意識の向上を図れるよう配慮が必要です。
- ・相互の役割分担、経費分担などをあらかじめ取り決めておく必要があります。
- ・イベント等におけるトラブル防止については、事前に確認と意識の徹底を図る必要があります。

### 2 補助金交付等

多様な主体の行う事業や活動に、補助金等という形で資金面から支援し、協働するものであり、不特定多数者の利益の増進に寄与する活動の推進を図ることを目的とするものです。新潟市ではすでに、補助事業として多くの事業を各種団体と協働で行っています。

イラストなど

#### 【留意点】

- ・補助事業は、法令要綱などに基づいて一定の制約を受けますが、あくまでも補助金交付団体（**多様な主体**）が自主的に行うものであることに留意します。
- ・経年に渡る補助金交付団体の固定化や、行政の過剰な関与などによって、**多様な主体**の自立性、自主性を損なうことのないよう注意します。
- ・交付決定した補助金にかかる事業計画の内容はむやみに変更できないこと、また、変更する場合には承認が必要なことなどを確認しておく必要があります。
- ・補助金の支払は補助事業の履行確認後の支払が原則ですが、概算払いにも配慮する必要があります。
- ・補助事業の完了時に実績報告書の提出が必要なこと、補助金の額の確定は実績報告書等の審査後になることなど、事業完了後の手続きについても、事前に十分確認をする必要があります。
- ・補助事業により取得した財産や、効用の増加した財産（改修等によって効用の増加した不動産など）については、その処分に限界がありますので注意が必要です。（※国や地方自治体の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、または担保に供してはならない）

### 3 共催

**多様な主体**と行政が主催者となって協働で一つの事業を行う形態です。**多様な主体**の持つネットワークを活かした企画によってプログラムが充実するほか、事業計画・実施にあたり、合わせ持つ専門的な知識を活かすことが出来ます。

イラストなど

#### 【留意点】

- ・事業についての市民ニーズに、より精通した**多様な主体**の積極的な企画参加が必要です。
- ・事業の検討段階から協働し、事業目的の明確化と情報の共有化を図るようする必要があります。
- ・事業内容について、企画・計画段階で**多様な主体**と市は十分な協議を行っておく必要があります。
- ・企画・計画段階における**多様な主体**との関与度を高め、市とお互いに当事者意識の向上が

図れるよう配慮が必要です。

- ・相互の役割分担，経費分担などをあらかじめ取り決めておく必要があります。
- ・イベント等におけるトラブル防止については，事前に確認と意識の徹底を図る必要があります。

#### 4 実行委員会・協議会

**多様な主体**と市などで構成された「実行委員会」・「協議会」が主催者となって，事業を行う協働形態です。



イラストなど

##### 【留意点】

- ・事業の検討段階から協働し，事業目的の明確化と情報の共有化を図るようする必要があります。
- ・相互の役割分担，経費分担などをあらかじめ取り決めておく必要があります。
- ・出来るだけ経費の節減節約をし，効率的な運営をするよう努力する必要があります。
- ・慣習などにより，メンバーが長期にわたって固定されると，実行委員会の硬直化や活動の低下を生じる恐れがあるので，必要に応じ見直しを行う必要があります。

#### 5 事業協力

共催や実行委員会・協議会以外の形態で，**多様な主体**と市との間で，それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた協定書を締結するなど，一定期間，継続的な関係のもとで事業を協力して行うことを「事業協力」とします。



イラストなど

##### 【留意点】

- ・協定書では，あらかじめ目的，役割分担，責任，経費負担，協定の有効期間のような項目を取り決めておくことが必要です。
- ・市と事業協力団体とでよく話し合いを行った上，協定書の内容を決めるようにします。
- ・協定書に基づいて事業を実施している段階でも，相互の情報交換を行うようにします。

## 6 委託

市が**多様な主体**に対して、協働になじむ業務を委託する協働形態です。この協働形態では**多様な主体**と委託契約を結ぶこととなりますが、入札への参加など契約上の取扱は、原則として企業と同様です。業務委託による協働では、**多様な主体**は契約書、仕様書等に定められた責務を履行する義務を負うこととなります。

イラストなど

### 【留意点】

- ・ **多様な主体**の持つネットワークや、行政にはない専門性・先駆性などの特性を活かすことができる事業を選択して委託することが重要です。
- ・ 単なる行政の下請化を避け、**多様な主体**の自主性が発揮された効果的な事業が可能となるよう、仕様書の作成に当たっては**多様な主体**の特長を参考にするなど工夫をする必要があります。
- ・ 特定の団体の既得権益化につながらないように、随意契約を行う場合は、その理由を明確にし、選定方法、選定理由等の十分な説明ができるようにすることと、積極的な情報開示が必要です。
- ・ トラブルを回避するためにも、仕様書の内容（条件、期限など）や契約の進め方などを市と受託団体とでよく確認しあい、十分に理解する必要があります。
- ・ 契約の円滑な履行のために必要な場合には、情報提供や情報交換を行い、契約履行状況の的確な把握に努めます。
- ・ 契約の履行に当たってプライバシー保護等に必要のあるときは、仕様書に明記した上で、守秘義務の徹底が図られるよう準備が必要です。

☆コラム7. 困ったときは、市民活動支援センターへ行ってみよう。

思わず行き詰まったり、困ったりしたときは、新潟市市民活動支援センターへ足を運んでみてはいかがでしょうか（市民活動支援センターのほかにも、コーディネートを得意としたNPOなどが活動しています）。

団体・人との交流による新しい出会い、豊富な情報、そしてスタッフとの会話など、市民活動支援センターでは、様々な活動のための場を提供しています。是非、活用してヒントを見つけましょう。

## 第4章 協働によって期待される効果

- ・協働の効果とは、協働することによって、得られる相乗効果、波及効果にある。協働することによって、異質な主体が互いに不足する部分を補い合ったり協力し合ったりすることで、個々に取り組んだ結果得られる効果以上の効果を得ることができます。また、それぞれの主体に対する効果、さらに社会全体へ波及する効果もあります。
- ・立場や価値観が異なる相手と協働することによって、コミュニケーション能力が高まり、視野が広がります。また市民は、公共サービスの受け手であると同時にその担い手になる可能性も持っています。協働事業の中で、地域の課題が明らかになり、参加型の解決方法が示されれば、その人自身が、地域課題の解決や自治を担う人材になる契機となります。市民の持っている自助・共助の精神や自治の力を伸ばすことができれば、地域力が高まり、地域全体として課題解決能力（自治能力）が高まります。

### 1 区自治協議会

- ・区民の皆さまと市との協働の要として、多様な意見を調整して、その取りまとめができるようになります。

### 2 地域コミュニティ協議会

- ・市の機関との役割分担・責任分担により、社会的使命をより効果的に実現することが可能になります。
- ・活動の場や機会が広がり、組織運営の活発化や充実を図ることができます。
- ・市の機関との協働を通じ、活動に対する社会的理解や信用が高まることが期待できます。

### 3 自治会・町内会

- ・市民がその経験や知識を活かすことにより、地域コミュニティ活動を活性化することができます。
- ・市民・コミュニティ・行政のそれぞれの活動主体が責任を持って解決に取り組むことにより、住みよいまちづくりができるようになります。

### 4 NPO（NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体）

- ・自らの特性を活かしながら、理念や使命をより効果的に実現することができます。
- ・会計処理や事業報告などを適切に行う必要が生まれ、責任ある体制でサービスが提供できるようになります。
- ・協働領域の広がりに伴い、新たな活動の場も広がります。

### 5 民間企業

- ・地域貢献することで、市民からの信頼が高まり、企業のイメージアップにつながります。

## 6 市民

- ・きめ細やかで柔軟なサービスを受けられるようになります。
- ・行政への関心が高まり、市政が市民により身近に感じられるようになります。
- ・多様なキャリアを持つ市民の活躍の場や、新しい雇用機会の拡大が期待できます。

## 7 市

- ・地域コミュニティ協議会や NPO 等の特性を活かすことにより、多様化する公共的な課題に対応できます。
- ・異なる発想・行動原理を持つ組織との協働によって、行政の体質改善の契機となります。
- ・地域コミュニティ協議会や NPO 等と行政の役割分担のもと、事業の見直しなどにより、サービスの効率化や質的向上、行政機能のスリム化など行政全般の効率化が図られます。

### ☆コラム 8. 協働の概念

協働とは、一般的にコラボレーション (collaboration)、パートナーシップ (partnership) と英語表記されます。collaboration は、「働く」を意味するラテン語の「laborara」に「ともに」を意味する接頭語「co」が加わったものであり、文どおり「ともに働く」という意味です。

協働の概念は、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムが 1977 年の著書の中で「co-production」という造語を用いたことで生まれています。Co は「共同の、共通の」という意味をなし、これに Production「作り出すこと、生産、製造」と結合させて生まれたものであり、これが「協働」と訳されたことで日本語として定着してきたとされています。